

土砂等運搬協議要綱

(目的)

第1条 この要綱は、道路管理の観点から、特定の事業のために一定の期間反復して車両を通行させる事業者と道路の構造の保全又は他の通行に危険が及ぶことを防止するため協議を行い、安全かつ円滑な道路交通を確保することを目的とする。

(対象)

第2条 この要綱は、川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例（平成15年川崎市条例第29号）第2条第4号に定める対象事業において、総量500m³以上の土砂等を次条に規定する道路（以下「対象道路」という。）を利用して、車両で運搬する事業を計画している事業主（以下「対象事業者」という。）に適用する。

2 前項の規定によるほか、市長が必要があると認めるときは、この要綱を準用するものとする。

(協議する道路の範囲)

第3条 対象道路の範囲は、主要な道路（国道・県道・都市計画道路）に接する地点から事業区域内までにいたる市道とする。

(土砂等の範囲)

第4条 第2条第1項で定める土砂等とは、次のとおりとする。

(1) 土

(2) 砂利 (砂及び玉石を含む。)

(3) 砕石

(4) 生コンクリート

(運搬経路の協議)

第5条 対象事業者は、土砂等運搬の量が確定され次第速やかに、次に掲げる事項を記載した土砂等運搬協議書（第1号様式）及び図面等を、市長に提出し、運搬経路の協議をするものとする。

(1) 工事施工者住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の住所及び氏名）

(2) 工事現場所在地

(3) 運搬の目的

(4) 積載物

(5) 搬入出量

(6) 運搬期間

(7) 運搬作業時間

(8) 一日の平均運搬台数

(9) 車種

(10) 運搬経路図

(11) 運搬経路の道路の現況写真（本要綱の目的を遂行するために必要と市長が判断した箇所の写真）

(12) その他市長が必要と認める書類

(協議の回答)

第6条 市長は、前条の協議があったときは、道路法（昭和27年法律第180号）及び関係法令の規定に基づき審査し、土砂等運搬協議回答書（第2号様式）により対象事業者へ回答するものとする。この場合において、道路の構造を保全し、又は通行の危険を防止するため必要な条件を附することができるものとする。

（変更の手続）

第7条 前条の回答を受けた対象事業者が、第5条の事項について変更しようとする場合は、速やかに土砂等運搬協議変更協議書（第3号様式）を提出し、改めて協議を行わなければならない。

（報告）

第8条 対象事業者は、運搬期間終了後、速やかに市長に土砂等運搬完了報告書（第4号様式）を提出するものとする。

（確認）

第9条 前条の報告書を受けた後、市長は速やかに当該対象道路の状況について確認を行うこととする。

（その他必要な事項）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、建設緑政局長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月8日から施行する。

第1号様式

土砂等運搬協議書

年 月 日

川崎市長 様

事業主 住所 _____

代表者名 _____

電 話 _____

担当者 _____

川崎市 _____ 区 _____ 番地先の _____ 工事に
あたり土砂等運搬のため、別添経路図の道路を通行したいので、運搬経路図を添付して協議
いたします。なお、通行するにあたり、道路法及び関係法令を遵守します。

工事施工者住所 _____

工事施工者氏名 _____

工事現場住所 _____

運搬の目的 _____

積載物 _____ 搬入出総合計量 _____ m³

運搬期間 _____

運搬作業時間 _____

一日の運搬台数 _____ 車種 _____

運搬経路図を添付（縮尺1／10，000程度の地図に運搬経路を朱線で記入する）

（*提出部数2部）

現況写真を添付

土砂等運搬協議回答書

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

印

年 月 日付けで協議があった件について、次の条件を附して回答します。

- 1 運搬車両の通行経路は、別添図面のとおりとする。
- 2 運搬期間は 年 月 日～ 年 月 日までとする。
- 3 運搬車両の通行については、通学時間帯を避けるよう努めること。
- 4 運搬車両の通行に際しては、道路法及び関係法令を遵守し、安全対策を充分に行い、一般通行に支障のないように注意するよう努めること。
- 5 運搬車両の通行が原因により道路等が破損した場合は速やかに届出をし、道路管理者の指示を受け、当該申請人の責任において処理すること。また、汚損した場合は速やかに清掃すること。
- 6 協議内容に変更が生じた場合は速やかに届け出ること。
- 7 運搬作業が完了したときはその旨を市長に報告すること。
- 8 道路交通法に基づく規制に対しては所轄警察署の許可を得ること。
- 9 幅員制限がある道路について、制限を越える車両の通行については、道路管理者より特殊車両通行認定を受けること。
- 10 車両の諸元が一般制限値を越える場合については、道路管理者より特殊車両通行許可を受けること。
- 11 当該事業の工事において使用する他の大型車両についても、この経路を通行するよう努めること。

第3号様式

土砂等運搬協議変更協議書

年 月 日

川崎市長 様

事業主 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

担当者 _____

次のとおり変更の協議をいたします。

協議年月日	年 月 日
協議番号	川 第 号
変更理由
変更内容
添付書類	

第4号様式

土砂等運搬完了報告書

年 月 日

川崎市長 様

事業主 住 所 _____

氏 名 _____

電 話 _____

担当者 _____

次のとおり、土砂等運搬の作業が完了いたしましたので報告いたします。

協議年月日	年 月 日
協議番号	川 第 号
完了年月日	年 月 日
備 考	

道路公園センター処理欄

確認年月日	年 月 日
確 認 者	